

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険の資格及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出水市は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

出水市長 椎木 伸一

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システムにおける資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ 6. 次期国保総合システム 7. 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者台帳情報ファイル (2) 賦課情報ファイル (3) 給付情報ファイル (4) 収納情報ファイル (5) 滞納管理情報ファイル (6) 宛名情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第1項 ・ 別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第24条 3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条 <p><オンライン資格確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・ 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠></p> <p>○ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付」が含まれる項 (42、43の項)</p> <p>○ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 : 第25条</p> <p><情報提供の根拠></p> <p>○ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 : 第三欄(情報提供者が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項)</p> <p>○ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 : (1、2、3、4、5、8、12条の3、15、19、20、22条の3、24条の2、25、31条の2の2、33、43、44、46、49、53、59条の3)</p> <p><オンライン資格確認></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部 市民生活課	
②所属長の役職名	市民生活課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	出水市市民部市民生活課 〒899-0292 出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4041	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	出水市市民部市民生活課 〒899-0292 出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4041	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	I 3. 個人番号の利用		3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部 健康増進課 健康増進課長 石澤 令三	市民福祉部 市民生活課 市民生活課長 津田 幸博	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	出水市市民福祉部健康増進課	出水市市民福祉部市民生活課	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	出水市市民福祉部健康増進課	出水市市民福祉部市民生活課	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	II 1. 対象人数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	II 2. 取扱者数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成29年7月7日	II 1. 対象人数	平成28年9月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月7日	II 2. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月7日	I 1. ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ	1. 国民健康保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ 6. 次期国保総合システム 7. 国保情報集約システム	事後	追加修正
平成31年3月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部 市民生活課 市民生活課長	市民部 市民生活課 市民生活課長	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	出水市市民福祉部市民生活課	出水市市民部市民生活課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	出水市市民福祉部市民生活課	出水市市民部市民生活課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	II 1. 対象人数	平成29年7月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	II 2. 取扱者数	平成29年7月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	II 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和3年3月1日	II 1. 対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和3年3月1日	I 1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p>	<p>(以下を追記する) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当</p>	事前	事務の概要の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 3. 個人番号の利用	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の30の項 <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第24条 <p>3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条 	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の30の項 <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第24条 <p>3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	法令上の根拠の追記
令和3年3月1日	I 4. ②法令所の根拠	<p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付」が含まれる項(42、43の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:第25条 <p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:第三欄(情報提供者が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:(1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条) 	<p>(以下を追記する)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	法令上の根拠の追記
令和4年3月1日	II 1. 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和4年3月1日	I 1. ②事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	<オンライン資格確認等システムにおける資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認」という。)>	事後	運用が開始されたため
令和4年3月1日	I 3. 個人番号の利用	<オンライン資格確認の準備業務>	<オンライン資格確認>	事後	運用が開始されたため
令和4年3月1日	I 4. ②法令所の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	運用が開始されたため
令和5年3月30日	Ⅱ 1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和5年3月30日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 4. ②法令所の根拠	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付」が含まれる項 (42、43の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :第25条</p> <p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :(1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付」が含まれる項 (42、43の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :第25条</p> <p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者が「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :(1、2、3、4、5、8、12条の3、15、19、20、22条の3、24条の2、25、31条の2の2、33、43、44、46、49、53、59条の3条)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	法令上の根拠の追記
令和6年3月29日	II 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	II 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため